

# 保育所等入所希望者及び入所者へのお知らせ

## 「令和2年度支給認定申請書(新規)」「令和2年度保育所入所申込書」「令和元年度支給認定現況届」の提出について

令和2年度保育所等の入所申込を令和元年12月2日(月)から受付しますので、必要事項(マイナンバーも必要)を記入し、受付(届出)期間内に窓口へ提出してください。

また、現在日高町から支給認定を受け保育所等に入所されている児童の保護者は、令和元年度支給認定現況届の提出が必要になります。該当者へは12月上旬に届出用紙を送付しますので、必ず提出してください。

なお、新年度小学校入学のため退所する児童についても、現況届の提出は必要です。

### 1 提出区分別(児童ごとの提出書類)

(1)新規入所:令和2年4月以降、新たに保育所入所を希望される方

- ①令和2年度支給認定申請書
- ②令和2年度保育所入所申込書

※下記の各受付窓口に書類を設置していますので、必要書類を準備し、提出をお願いします。

(2)継続入所:現在児童が入所中で、令和2年4月以降も継続して入所される方(年中組以下の児童)

- ①令和元年度支給認定現況届
- ②令和2年度保育所入所申込書

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(3)年度末退所:現在児童が入所中で、令和2年3月で退所される方(年長組など)

- ①令和元年度支給認定現況届

※後日郵送する通知に詳細を記載しています。

(4)添付書類((1)~(3)共通)

- ①在職証明書・自営業(内職)に係る申告書等
- ②上記の他、入所条件により必要となる書類(例:診断書、母子手帳の写し等)

### 2 受付(届出)期間

令和元年12月2日(月)から令和2年1月15日(水)まで

(受付時間:役場開庁日の8:30から17:15)

### 3 受付窓口・お問い合わせ先

- (1)日高町役場 子育て福祉課 電話 01456-2-6183
- (2)日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173
- (3)水・くらしサービスセンター 電話 01456-2-0255
- (4)厚賀出張所 電話 01456-5-2111

### 4 日高町の保育所

	保育所名	住所	定員	受入年齢
1	日高保育所	本町東3丁目261-6	60名	生後6か月以上~小学校就学前
2	門別わかば保育所	字緑町11-6	75名	生後6か月以上~小学校就学前
3	富川二葉保育所	富川南1丁目9-2	120名	生後6か月以上~小学校就学前
4	厚賀すずらん保育所	字厚賀町214-1	45名	満1歳以上~小学校就学前

※保育時間(認定状況により下記利用時間に区分されます。)

- ・保育標準時間 8:00~17:45
- ・保育短時間 8:00~16:00

## 年末調整について

### ■勤務先に諸控除の申請を

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、通常、事業所が行う年末調整で清算されます。  
本年中に扶養親族などに異動があった方や保険料（生命、地震など）を支払った方は、諸控除の申告書を勤務先に提出してください。

### ■年末調整事務担当者説明会

令和元年分の年末調整の仕方や各種書類の記入方法の説明を行います。

- ・とき 11月25日(月) 13:30~15:30
- ・ところ 門別総合町民センター
- ・詳細 苫小牧税務署 電話 0144-32-3165  
日高町役場 税務課 電話 01456-2-6184

## 消費税軽減税率制度等について

### ■消費税軽減税率制度等説明会

免税事業者を含むすべての事業者の方を対象に、本年10月に実施された消費税軽減税率制度等に関する説明を行います。

- ・とき 11月25日(月) 15:30~16:00
- ・ところ 門別総合町民センター
- ・詳細 苫小牧税務署 電話 0144-32-3165  
日高町役場 税務課 電話 01456-2-6184

### ■農業所得者向け消費税軽減税率制度等説明会

農業所得者の方を対象とした、軽減税率対象品目や帳簿の書き方など消費税軽減税率制度等に関する説明を行います。

なお、会場の収容人員には限りがございます。

満席の際には会場に入場できない場合がありますので予めご了承ください。

- ①11月7日(木) 10:30~11:30 門別総合町民センター
- ②11月7日(木) 13:30~14:30 門別総合町民センター
- ③11月12日(火) 10:30~11:30 苫小牧税務署会議室(苫小牧市旭町3丁目4-17)
- ④11月12日(火) 13:30~14:30 苫小牧税務署会議室(苫小牧市旭町3丁目4-17)

【お問い合わせ先】 苫小牧税務署個人課税第1部門 電話0144-32-3241

## 2020年農林業センサスにご協力ください



令和2年2月1日現在で、全国一斉に“農林業の国勢調査”といわれる「2020年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

令和元年12月中旬から農林業を営んでいる皆様のところへ調査員が訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室 電話 03-3502-5648